

厚生労働省からの告示の通り2026年8月から 医療費（自己負担限度額）が変わります。

所得区分		現在（R8.7月まで）	令和8年8月～令和9年7月	
70歳未満	70歳以上	月額上限	月額上限	年間上限（新設）
ア	現役並み 所得者3	252,600円＋1％ 【140,100円】	270,300円＋1％ 【140,100円】	1,680,000円
イ	現役並み 所得者2	167,400円＋1％ 【93,000円】	179,100円＋1％ 【93,000円】	1,110,000円
ウ	現役並み 所得者1	80,100円＋1％ 【44,400円】	85,800円＋1％ 【44,400円】	530,000円
エ	一般	57,600円 【44,400円】	61,500円 【44,400円】	530,000円
オ		35,400円 【24,600円】	36,900円 【24,600円】	290,000円
	低所得者2	24,600円	25,700円 【24,600円】	290,000円
	低所得者1	15,000円	15,700円	180,000円

※ 【】 内の金額は多数該当になった際の金額

現在の所得区分は当院窓口か市役所にてご確認可能でございます。
ご不明な点がございましたら当院（TEL：072-428-2037）までご連絡ください。
なお、食事代については変更ございません。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。